

# 令和8年度 江戸川区立第四葛西小学校 人権教育 全体計画

## 人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例 等

## 学校の教育目標

- ・元気な子
- ・やさしい子
- ・よく考える子
- ・やりぬく子

## 目標策定の方針

学校教育及び社会教育におけるすべての学習機会をとおして、人権尊重の理念について理解を深め、自他の人権を守る行動力の育成を図る人権教育を推進する。

## 人権教育の目標

◎偏見や差別の不合理性に気づかせ、人権について正しく理解させるとともに、自他を尊重する心情や態度の育成を図る。

## 目指す児童・生徒像

- ①積極的に自分の資質を伸ばしていこうとする元気で活動的な子
- ②友達の考えを尊重し共に諸活動に取り組んでいこうとする協調性を大切に子

## 人権教育に関する指導の実態把握

児童が、確実に学習し、他者との関わりの中で、自分に自信をもち、温かい気持ちで友達や周りの人々を思いやり、生き生きと学校生活を送ることができるようにする。

## 人権教育を通じて育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）

一人一人の児童が、確実に学習し、友達や教員、保護者、地域との関わりの中で、自分に自信をもち、温かい気持ちで友達や周りの人々を思いやり、生き生きと学校生活を送ることができるようにする。

## 普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、それが日常生活において自然に態度や行動として現れるようにすることが大切である。また、同和問題など様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎を培い、自ら気づき、主体的に考え、解決しようとする態度・技能・能力を育成することが求められる。そこで、本校では、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施するものとする。

## 学年・学級経営

- ・指導計画に基づき、資料の吟味、指導法の工夫を図り、「一人一人の児童を大切にし、尊重する」心や態度を育てる。
- ・いじめ防止の取り組みをする。児童が出すサインを見逃さない。
- ・児童虐待の早期発見に努める。

## 教科等の指導

- ・国語：自分の考えを表現したり友達の考えを聞いたりして、互いに思いや考えを認め、伝え合おうとする心を育てる。
- ・社会：地域や社会の人々が協力し、努力する姿に共感し、自他の人格を尊重するとともに責任を果たす態度を育てる。
- ・算数：筋道を立てて課題をねばり強く解決しようとする能力や態度を育てる。
- ・理科：科学的な見方や自然に関心をもち、進んで関わろうとする心を育てる。

## 人権教育の年間指導計画作成のための方針

校長、教務、人権教育担当部等においてその見直し・策定方針の検討を行い、これが提示された後に、運営委員会など各校務分掌組織等の代表が参加する場で、具体的な課題案の設定や関係分掌間の連絡・調整等を行う。さらに、各学年の年間指導計画の作成、人権教育担当部によるとりまとめ、職員会議における共通理解などのプロセスを経て、策定する。

## 教職員の研修

- ・人権教育プログラムの重点を読み合わせして、全教職員の共通理解を図る。

## 校種間の連携

- ・直接的な指導、人権をとりあげて指導する場合、学級会、道徳、社会科、保健の学習を通して、いじめや差別があった時、学年全体の問題として捉え広がりを防ぐ。

## 家庭・地域との連携

- ・開かれた学校づくりの活動の中で、地域の方々に児童の人権意識が育つように、ときには厳しく、そして温かく見守ってもらうよう働きかける。